

神奈川産業保健推進センター(現・神奈川産業保健総合支援センター) 平22・3・1 センター通信No.32 から抜粋	健診の対象者、実施時期、健診項目及びその省略の基準								
	雇入れ時健診 (安規第43条)		定期健診 (安規第44条)			特定業務従事者健診 (安規第45条)			
	(* 6)	規則による省略項目	規則による省略項目等	告示による省略基準 (医師が必要ないと認めるとき)		規則による省略項目	告示による省略基準 (医師が必要ないと認めるとき)		
1. 既往歴及び業務歴の調査									
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○								
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000Hz・4000Hzの音に係る聴力)の検査	○ (* 1)	医師による健診を受けた後、3か月を経過せず、かつ、健診結果を証明する書面を提出した者 ☞ 当該項目を省略できる。	○ (* 2)	① 45歳未満(35・40歳を除く。)の者 ☞ 聴力検査について、(* 1) (* 2) 以外の方法に代えることができる。(通達で音叉による検査等を例示。)	① 20歳以上の者 ☞ 身長の検査 (* 5)	○	① 45歳未満(35・40歳を除く。)の者 ☞ 聴力検査について、(* 2) (* 3) 以外の方法に代えることができる。(通達で音叉による検査等を例示。)	① 20歳以上の者 ☞ 身長の検査 (* 5)	
4. 胸部エックス線検査	○			○	① 40歳未満の者(20、25、30及び35歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの 1 感染症法施行令第12条第1項第1号に掲げる者(学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者) 2 じん肺法第8条1項第1号又は第3号に掲げる者(常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者のうち、じん肺管理区分が管理2である労働者) ☞ 胸部エックス線検査 (* 8)	○	○	② 1年以内ごとに1回、定期に行えば足りる。	
喀痰検査	該当なし			○	② 雇入れ時・海外派遣労働者の健診、及び有害業務に係る特殊健診を受けた者 ☞ 当該健診実施日から1年以内に限り、当該項目については省略できる。	○	○		① 胸部エックス線検査で、病変の発見されない者、又は結核発病のおそれがないと診断された者 ☞ 喀痰検査
5. 血圧の測定	○			○			○		
6. 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)	○	○			○				
7. 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTPの検査)	○	医師による健診を受けた後、3か月を経過せず、かつ、健診結果を証明する書面を提出した者 ☞ 当該項目を省略できる。	○			○	③ 雇入れ時・海外派遣労働者の健診、及び有害業務に係る特殊健診を受けた者 ☞ 当該健診実施日から6か月以内(胸部エックス線検査については1年以内)に限り、当該項目については省略できる。	① 35歳を除く40歳未満の者 ☞ 6～9の検査	
8. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライドの量の検査)	○			○	35歳を除く40歳未満の者 ☞ 6～9の検査	○		○	② 前回の定期の健診で6～9の検査を受診した者 (* 7) ☞ 6～9の検査
9. 血糖検査 (* 3)	○			○			○		
10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	○			○			○		
11. 心電図検査 (* 4)	○			○		35歳を除く40歳未満の者 ☞ 心電図の検査	○		① 35歳を除く40歳未満の者 ☞ 心電図の検査 ② 前回の定期の健診で心電図の検査を受診した者 (* 7) ☞ 心電図の検査
対象者	常時使用する雇入れ労働者		常時使用する労働者(特定業務従事者を除く。)			安規第13条に掲げる業務に常時従事する労働者			
実施時期	雇入れの直前又は直後		1年以内ごとに1回			配置替えの際、及び6ヶ月以内ごとに1回			

<留意事項> ○の項目は健診対象であることを示す。告示による省略は、あくまでも医師が必要でないと認めるときであることに留意のこと。下線部は改正箇所である。改正箇所については平成22年4月1日から適用される。

- * 1、* 2 聴力については、オーディオメーターを用い、通常、雇入れ時は1000Hz・4000Hzの周波数で30dB (* 1)、定期健診では1000Hzは30dB、4000Hzは40dB (* 2) の音圧の純音を用いて行う。
- * 3 医師が必要であると判断した場合には、同一検体を利用して糖化ヘモグロビンA1cを検査することが望ましい。
- * 4 安静時の標準12誘導心電図を記録する。
- * 5 BMIの算出に必要であることを留意。
- * 6 告示による省略の定めはない。
- * 7 例えば、前回の定期の健診で実施している者は医師が必要ないと認める場合に1回目の健診時に省略可能。同様に、6ヶ月に1回のうち、1回目を実施していれば、2回目は省略可能となる。
- * 8 「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいう。従って、年齢等により機械的に決定されるものではない。

別表1